

ニューバーガー・バーマン

議決権行使ポリシー及びその手続き細則

I. 序論及び一般原則

- A. ニューバーガー・バーマン・グループ(「当社グループ」)の一部子会社は、ERISA及び非ERISA顧客を含め、それぞれの投資助言先から議決権行使の権限と責任を委任されています。
- B. 当社グループは、議決権の行使が資産運用にとって不可欠であることを理解しています。したがって、議決権の行使は、資産運用会社の信任義務又はその他の義務と同程度の慎重さと誠実さをもって実行しなければなりません。
- C. 以下のポリシーと関連する内規は、議決権に関する事項が、信任義務、1940年投資顧問法に基づく適用規則、労働省の解釈及びその他の適用法令に定められたERISA顧客に対する信任基準及び責任、英国版スチュワードシップ・コード、日本版スチュワードシップ・コード、その他の適用法令諸規則に従い、顧客の最善の利益に沿って実行されることを担保すると合理的に期待されていると、当社グループは考えます。
- D. 当社グループが顧客に代わって議決権を行使する権限を有さない場合、関連する保管銀行に株主総会招集通知を顧客に直接郵送するよう指図するのは顧客の責任となります。
- E. いかなる場合も当社グループは、指定された議決権行使が当社グループのポリシー及び関連する内規と異なるか否かにかかわらず、顧客の具体的な指示に従って議決権行使を行います。
- F. 当社グループは、顧客の指図と矛盾しない限り、自らが権限を有する全ての株式について議決権を行使するよう努めます。ただし、顧客の最善の利益にならないと信ずる場合等(例えば、シェアブロッキング制度のある国や議決権の行使に追加費用が伴う総会における議決権の不行使など)、議決権行使を控えることもあります。当社グループは、外国証券に係る議決権行使の提案については費用と効果を比較検討し、提案されている議決権の行使が賢明であるか否か、かつ専ら顧客の利益に資するか、ERISA顧客や類似的な現地法におけるその他の勘定及び顧客の場合には、ERISAその他の類似制度の参加者及び受益者の利益に資するか否かを十分な情報に基づいて判断しなければならないことを理解しています。このような中で判断を行うにあたっては、単独行使か他の議決権との共同行使かにかかわらず、議決権の行使が顧客の投資価値に持つ効果と、期待される効果が議決権行使のコストを上回るかを勘案します。

II. 責任及び監督

- A. 当社グループは、ガバナンス・プロキシ・コミティ(「プロキシ・コミティ」)について、(1)当社グループのポリシー及び関連する内規を策定、承認、実施、更新する、(2)ガバナンス及び議決権行使プロセスを管理し監督する、(3)議決権を確認、監視、行使する議決権行使代理人として第三者を雇用し監督する責任を定めています。当社グループは、プロキシ・コミティの勧めに従い、グラス・ルイス・アンド・カンパニー社(「グラス・ルイス」)をその議決権行使代理人として採用しています。
- B. プロキシ・コミティは、その責任を全うするために必要かつ適切な頻度で招集されます。
- C. プロキシ・コミティの構成員は、適宜指名され、最高投資責任者、株式調査責任者、ESG責任者、シニア・ポートフォリオ・マネージャーが含まれます。プロキシ・コミティの顧問である法務・コンプライアンス部門のシニアメンバーが、定足数を満たすためにこれに加わる場合もあります。
- D. 特定の事項に関して、プロキシ・コミティの単一又は複数の構成員がその関係者である場合、残りのメンバーが臨時でプロキシ・コミティの独立した小委員会を構成し、当該小委員会が当該事項に対する全権限を有するものとします。

III. 議決権行使ガイドライン

- A. プロキシ・コミティは、エンゲージメント原則に基づき、コーポレート・ガバナンス、議決権行使ガイドライン(「議決権行使ガイドライン」)を策定しました。議決権行使ガイドラインは、当社グループの投資プロフェッショナルからのインプットにより、新たなコーポレート・ガバナンスに関する問題やテーマを反映することを目的に、原則として年次ベース又は適切なタイミングで更新されます。プロキシ・コミティは、状況によって議決権行使ガイドラインの原則に依拠しない対応を行うことが顧客の利益になる場合があることを認識しています。

- B. コーポレート・ガバナンスとエンゲージメント、関連するステュワードシップ活動に関する当社グループの見解については、法務・コンプライアンス部門及びグローバル株式調査グループ等のプロフェッショナルと協議の上、ESGグループが主導しています。鋭い洞察力と豊富な経験を備えたそれらの専門グループの存在により、当社グループはエンゲージメントとステュワードシップに関する優先課題について戦略的に考察することができます。
- C. 議決権行使ガイドラインに示されている投票における立場は、原則として幅広いセクター及び状況にわたって顧客の最善の経済的利益に資する可能性が最も高いものであると、当社グループは考えています。当該ガイドラインは、特定の場合においては企業が直面する特定の問題に対して適切でない場合もあるため、当社グループは議決権行使ガイドラインの原則とは異なる判断を行う場合があります。
- D. ニューバーガー・バーマンのシニア投資プロフェッショナルは、議決権行使ガイドラインに反する議決権行使が顧客の最善の利益になると考える場合、自らの提案根拠を示した書面を提出します。プロキシ・コミティは、具体的な状況を踏まえ、その他のエンゲージメント原則との一致を図ることを目的として、当該提案について検討します。

IV. 議決権行使の方法

- A. 当社グループは、当社グループのポリシー及び関連内規で定める原則と異なる対応となる場合であっても、顧客の具体的な要請に従って議決権を行使する場合があります。かかる具体的な要請は、各顧客、又は顧客の授権役員、代表者若しくはその任命者によって書面でなされなければなりません。
- B. 当社グループは、(1) 当社グループの議決権行使ガイドラインに従って議決権行使に係る調査と提言を行う、(2) 当社グループのガイドライン又はその他の指図に従って議決権を行使し、適時に委任状を提出する、(3) 議決権行使に関するその他の管理機能を担う、(4) 議決権行使に関連して受領した株主総会招集通知を記録し、要請があった場合には、かかる株主総会招集通知の写しを速やかに提供し(5) 行使結果を記録するための議決権行使代理人及び議決権行使助言会社としてグラ・ルイスを選任しています。
- C. 顧客が議決権行使権限を留保している場合を除き、当社グループは顧客勘定の管理機関に対し、顧客勘定に関連して受領した株主総会招集通知及び資料を速やかにグラス・ルイスに転送するよう指図します。
- D. 上記にかかわらず、当社グループは議決権行使に関する最終的な権限と責任を有します。

V. 利益相反

- A. グラス・ルイスは、セクションIIIに定める議決権行使ガイドラインに従い、又は重大な利益相反が存在すると判断された場合は自らが推奨する通りに、議決権を行使します。当社グループは、かかるプロセスが議決権行使の判断に伴い発生する重大な利益相反に対応するために合理的に設計されたものであると考えます。プロキシ・コミティが当社グループの議決権行使ガイドラインの原則に依拠しない例外的な取扱いをすべきか否かを判断するにあたって検討する潜在的相反には、発行会社との重大な取引関係、ポートフォリオ・マネージャーと発行会社の役員、取締役又は取締役候補との個人的又は仕事上の関係、合併事業、発行会社と当社グループ上級管理職との直接的な取引関係等があります。
- B. 当社グループの投資プロフェッショナルは、セクションIIIに定める議決権行使ガイドラインに依拠しない議決権行使が顧客の最善の利益になると考える場合、プロキシ・コミティの顧問を務める法務・コンプライアンス部門のメンバーに連絡し、質問状に記入・署名します。質問状の書式は、適宜決定するものとします。質問状には、投資プロフェッショナルがかかる議決権行使が顧客の最善の利益になると考える理由、具体的な保有、個人的又は仕事上の関係、議決権行使に関連して重大な利益相反を引き起こす可能性のあるその他の事項等、特定の情報が求められます。プロキシ・コミティは、投資プロフェッショナルと面談し、回答された質問状を確認し、検証することが適切だと思われるその他の事項について確認し、要請された議決権行使に関して重大な利益相反がないかを判断します。プロキシ・コミティは、適宜採用する書式によって、かかるその他の事項に関する審議を記録します。プロキシ・コミティは、かかる議決権行使が重大な利益相反を引き起こさないと判断した場合、投資プロフェッショナルの推奨に従って議決権を行使すべきか否かを決定します。投資プロフェッショナルの推奨に従って議決権を行使すると決定した場合、プロキシ・コミティの顧問を務める法務・コンプライアンス部門の授権者がグラス・ルイスに対し、顧客に関してどのように議決権を行使するよう指図します。プロキシ・コミティは、投資プロフェッショナルの推奨に従って議決権を行使することが適切でないと判断した場合、(i) それ以上の措置は講じない(その場合、グラス・ルイスが議決権行使ガイドラインに従って議決権行使を行うものとし)、(ii) 利益相反を顧客に開示し、議決権行使に関して顧客から書面で指示を得る、(iii) 別の会社を雇用し、議決権行使について判断を仰ぐよう顧客に勧める、又は(iv) 別の独立した第三者を雇用し、議決権行使について判断を仰ぐ、のいずれかを行います。プロキシ・コミティの審議に関する記録は、適用されるポリシーに従って作成、保管するものとします。

議決権行使ポリシー及びその手続き細則

- C. 議決権をどう行使すべきかについて、セクションIIIに定める議決権行使ガイドラインに言及されておらず、グラス・ルイスも提言を差し控えた場合、プロキシ・コミティがそれを決定します。プロキシ・コミティは、自らの決定に従って議決権を行使した場合に重大な利益相反が発生しないか等、議決権をどう行使すべきかを判断するために適切だと思われる事項について検討します。プロキシ・コミティはかかる事項の審議を記録し、プロキシ・コミティの顧問を務める法務・コンプライアンス部門の授権者がグラス・ルイスに対し、顧客に関してそのように議決権を行使するよう指図します。
- D. 重大な利益相反は、単に議決権の行使を控えるだけでは解決できません。

VI. 記録

当社グループは、議決権行使ガイドライン及び関連する内規の実施に関して、(1)議決権行使ガイドライン及び関連する内規の写し(請求によって顧客が入手できるものとします)、(2)顧客の証券に関して受領した株主総会招集通知(EDGAR又はグラス・ルイスを通じて応じます)、(3)議決権行使結果の記録(グラス・ルイスが当社グループに代わって保管します)、(4)上記のセクションVIに従って当社グループの投資プロフェッショナルが記入した質問状の写し、(5)顧客を代表した議決権行使に関する判断に重要である、又は決定の根拠が記録されている、当社グループが作成したその他の文書等の記録を保管します。議決権行使に関するこれらの帳簿及び記録は、5年にわたり、うち最初の2年は法務・コンプライアンス部門によって、電子的手段を含め、簡単にアクセスできる場所に保管するものとします。

VII. エンゲージメント及びモニタリング

ポートフォリオ・マネージャー及びグローバル株式調査チームのメンバーは、当社のアクティブ運用戦略に則り、投資先企業における重大な投資要因を継続的にモニタリングします。当社グループのプロフェッショナルは、受託者としての議決権行使の効果的な管理に関して、トレンドやベストプラクティスを常に把握しています。当社グループは、適切だと判断した場合、又は顧客の結果を著しく改善する機会を見出した場合、議決権行使ガイドライン及び関連する内規を改訂します。また、抽出した議決権行使及びエンゲージメントの事例を定期的に検証し、投資先企業のモニタリングやスチュワードシップ活動の有効性を改善する方法について理解を深めます。

VIII. 有価証券貸借取引

当社グループのプロダクトのなかには有価証券貸借取引プログラムに参加することができるものもあります。貸出中の有価証券について議決権行使の機会が生じ、当該貸出中の有価証券について議決権行使結果や当該有価証券の潜在的価値に実質的な影響が生ずる可能性があると考えられる場合には、

ポートフォリオ・マネージャーは、関連する投資専門家と協議の上、お客様の最善の利益のために、当該有価証券の貸借を制限又は当該有価証券が有価証券貸借取引プログラムに参加している場合には参加を取り止めることに最善の努力を尽くします。また、当社グループは、有価証券貸借取引が制限されている有価証券の一覧表を保持し、カストディアンから日々更新される議決権行使機会のスケジュールを受領します。

IX. 開示

当社グループは、少なくとも一年に一度、米国で登録された投資運用会社全ての議決権行使記録を開示します。法律で別段の定めがある場合又は顧客の承諾を得た場合を除き、当社グループ又はその議決権行使代理人による顧客の代理としての議決権行使の内容については、発行会社又は第三者には開示しません。また、当社グループの現在の活動や継続中の活動については、当社グループのESG投資に関するウェブサイト (www.nb.com/esg) から、ケース・スタディに関する定期刊物やテーマ別資料をご覧ください。

Proxy Committee Membership as of March 2019:

Joseph Amato, President and Chief Investment Officer (Equities)

Jonathan Bailey, Head of ESG Investing

Timothy Creedon, Director of Global Equity Research

Ingrid Dyott, Portfolio Manager

Richard Glasebrook, Portfolio Manager

Benjamin Nahum, Portfolio Manager

Corey Issing*, Legal and Compliance

Dina Lee*, Legal and Compliance

Jake Walko*, ESG Investing

*Corney Issing、Dina Lee及びJake Walkoは、コミティの顧問を務めています。Issing氏は、コミティの職権上の構成員です。Issing氏は、その票が定足数を満たすために必要な場合、又は可否同数を打破するために必要な場合のみ、コミティの正式な構成員として投票を行います。Issing氏が欠席した場合は、Lee氏が職権委員としてIssing氏の責任を引き受けます。



Neuberger Berman
1290 Avenue of the Americas
New York, NY 10104-0001

www.nb.com